

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に係る
70歳到達対象者に対する申請書の発送誤りについて

令和2年11月2日
郡山市市民部
国民健康保険課
担当：菊地 幸一
TEL：924-2141

1 内容

既に「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」※の交付を受けている被保険者が、70歳に到達した場合、自己負担限度額の適用が変わることから、毎月、誕生月の対象者に対し、再申請を勧奨する文書を送付している。このたび令和2年10月に70歳に到達する対象者に対し、申請勧奨通知文とともに世帯主及び対象者の住所・氏名・生年月日・性別を印字した申請書を封入し、その際に誤って宛名対象者とは別の対象者の申請書を同封し発送した。

2 事実経過

- ・10月23日（金）：対象7世帯7名へ申請書類発送
- ・10月26日（月）：対象者から別人の氏名等が記載された申請書が入っていたとの問い合わせがあった。
- ・10月26日（月）～11月2日（月）：7名の方々へ電話等により確認したところ、6名の方々へ誤って発送した事実が判明した。誤って発送のあった対象者6名の方々に対し、電話等により事情を説明しお詫びするとともに、誤って発送した申請書と正しい申請書の差替え及び申請の勧奨を行った。

○11月2日現在 申請済：6名

3 対象数

- ・発送数：7世帯7名
- ・誤発送数：6世帯6名

4 誤りの原因

封緘する際に、封筒宛名と住所・氏名等が印字されている申請書の対象者名等を確認せずに封入し発送してしまった。発送数が少数であったことから、複数の職員によるチェックを怠ってしまったことが原因である。

5 今後の対応及び再発防止について

これまでも郵便物の封入封緘作業については、複数の職員によりチェックを行うことで誤発送防止に取り組んでまいりましたが、改めて確認作業の見直しを行うとともに、複数でのチェック体制の強化を図り、再発防止を徹底してまいります。

※「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」…医療機関を受診する際に、被保険者証とともに提示することで、1カ月の窓口負担が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代が減額となるもので、申請により交付される。